

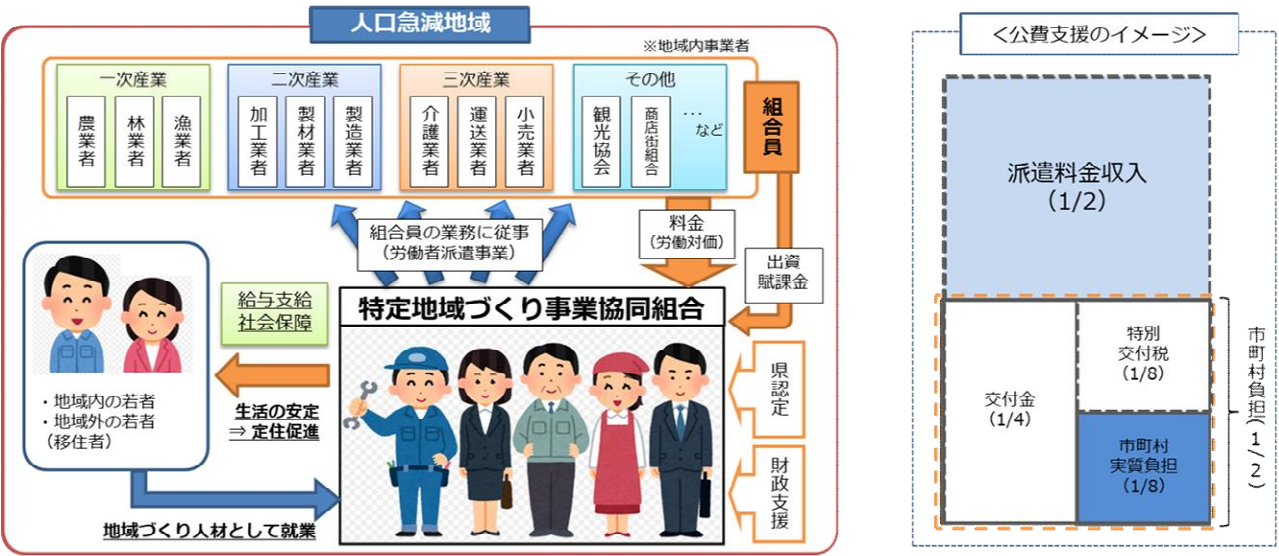
その他の支援制度

□□□ 特定地域づくり事業協同組合制度 □□□

過疎地域などで、農林水産業、商工業といった地域産業の担い手を確保するために「特定地域づくり事業」を行う事業協同組合に対して、財政的・制度的な支援を行っています。

- **対象者**
中小企業者等の地域の事業者により設立された事業協同組合

- **制度概要**
事業協同組合が、過疎地域等の人口の減少が著しい地域において、特定地域づくり事業（組合職員を季節ごとの労働需要に応じて複数の事業者に派遣する労働者派遣事業等）を行う場合に、知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、組合運営費について財政支援を受けることができるようになるなどの利点がある制度です。



- **関連リンク**
 - 県庁ホームページ
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/chusankan-chiiki/kurashi/chiiki/tokuteichiiki.html>
 - 総務省ホームページ
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyou.html

問合せ先
宮崎県 中山間・地域政策課 中山間・特定地域振興担当 TEL : 0985-26-7036